

ID: 46

担当部署: 教育委員会 社会教育課

処分の概要	入館禁止又は退館		
例 規 名 根 拠 条 項	聖籠町立図書館設置条例施行規則 第9条		
例 規 番 号	平成元年 教育委員会規則第5号		
<p><b>【根拠条文】</b> (入館の制限) 第九条 館長は、精神疾患患者、伝染病患者、酩酊者その他館内の秩序を乱す行為のある者に対しては、入館を禁止し、又は退館させることができる。</p> <p><b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 22 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日